指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住　　所	備　　考
（有）飯田自動車	茨城県笠間市泉1960－17	

2. 指名停止措置期間　　令和8年11月5日 ～ 令和8年12月4日 **（1箇月）**

3. 指名停止措置の適用範囲　　笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

（有）飯田自動車は、令和8年10月27日に笠間市で執行された『8笠資第17－1号 公用車購入』の指名競争入札において、落札者となったにもかかわらず、当該契約を辞退した。

5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第2 第9号に該当するため。

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2＞

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先
笠間市総務部財政課契約検査室 笠間市中央三丁目2番1号 電話 0296－77－1101（内線219・220）